



ソフトウェアの特許セミナー

～セミナーの会場から～

コンピュータのソフトウェアやITを活用したビジネスモデルなども特許を取得することができますが、一般の特許のイメージとは異なる点が多く注意が必要です。今回はソフトウェアの特許等について解説するセミナーの一部をご紹介します。

1.ソフトウェア関連特許

(1) 意義と要件

ソフトウェア関連特許とは、一般にコンピュータ・プログラム関連の発明に与えられる特許を指します。他の一般的な発明に比べ権利化や権利の行使が難しいとされており、その特殊性を正しく理解することが必要です。

特殊性の典型は、権利化するための「発明の成立性」の要件です。特許の審査基準によれば「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合」、そのソフトウェアは発明として認められます。

すなわち、出願書類の「特許請求の範囲」にプログラム上で実行される内容のみ列挙したり、コンピュータの機能のみ記載したりするだけでは不十分であり、ソフトウェアとハードウェア資源の協働内容を明記しなければなりません。また、出願書類の「特許明細書」には、原則としてハードウェアブロック構成図とフローチャートについても記載する必要があります。

(2) 留意点

何点か箇条書きで記します。

- ・ソフトウェア関連特許の要件を満たしていたとしても、権利侵害の確認が困難であったり、権利化する価値が高くなかったりする場合は、費用対効果と技術流出の防止を考慮し、出願せずノウハウとして保持することも重要です。
- ・出願書類には、先行技術との相違点、新規性・進歩性を有する部分、本発明から導かれる改良技術などを熟慮のうえ記載し、権利範囲が広く、また、権利侵害を確認しやすい特許権を取得するようにしましょう。
- ・複数の事業者、又は複数の国に跨る装置から構成されるシステムを基盤とする発明を権利化しても、このシステムを一企業で運用することは困難であり、権利として活用できません。システムを構成するサーバやクライアント端末など装置単独で完結する発明として出願することが重要です。

2.ビジネスモデル特許

(1) 意義

ビジネスモデル特許とは、コンピュータやインターネットなどの情報技術(IT)を活用したビジネス手法や仕組みなどに与えられる特許を指します。ITを活用しない一般の「ビジネスモデル」は、人為的取決めによる商売のやり方であり、特許の対象にはなりません。

(2) 特許を取得するには

ビジネスモデル特許を取得する発明は、個人の抽象的な着想・アイデアから始まっている場合が多いようです。その着想の具体性を高め、構想が定まったら、それをシステム化・IT化する必要があります。出願に際しては、そのシステム・情報技術の内容を明細書に具体的に記載しましょう。

(知財戦略アドバイザー 小澤秀雄)



知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。
中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております(無料・予約制)

TEL 03-3832-3656 [公社トップページ](#) → [知的財産](#)